

地域エネルギー資源活用支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を媒体とした地域コミュニティの活性化を推進するため、地域の活力向上を図る団体等に対し、再エネ活用事業（売電等収益を目的とした事業は除く）の事業化可能性調査または設備導入に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、別表1のとおりとする。

（補助対象事業及び要件）

第3条 補助金の交付の対象となる事業及び要件は、別表1のとおりとする。

（補助対象経費及び補助額）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、地域エネルギー資源活用支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（①事業化可能性調査の場合は第2号様式の1、②設備導入の場合は第2号様式の2）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

（申請の取下げ）

第7条 前条の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付の決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（事業計画の変更の承認等）

第8条 補助事業者は、次に掲げる事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ地

域エネルギー資源活用支援事業補助金の変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助対象経費の20パーセント以下の増減。補助金の額に変更のないものに限る。）についてはこの限りではない。

- (1) 補助対象経費の額の変更
- (2) 補助事業の内容の変更
- (3) 事業の中止

2 知事は、前項に規定する承認に当たって必要があると認めるときは、交付決定の内容を変更し、又は条件を付けることができる。この場合において、補助対象経費の変更による交付決定の額の変更については、減額のみとし、増額は行わない。

（指示及び検査）

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、地域エネルギー資源活用支援事業補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（①事業化可能性調査の場合は第6号様式の1、②設備導入の場合は第6号様式の2）
- (2) 収支精算書（第7号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条に規定する実績報告書の内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、速やかに地域エネルギー資源活用支援事業補助金交付請求書（以下「請求書」という。）（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 知事は、請求書の提出を受けたときは、補助金を交付する。

（取得財産の管理等）

第15条 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 知事の承認を受けて、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分し、収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付すべきことを命じることがある。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条後段の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(2) 第8条の規定に違反したとき。

(3) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 第15条第1項の規定に違反したとき。

(5) 規則第20条の規定に違反したとき。

(6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第20条第3号の知事が認める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機器及び器具とする。

2 規則第20条ただし書きの規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

3 補助事業により取得した財産の処分の手続きについては、奈良県水循環・森林・景観環境部環境政策課が所管する補助金に係る財産の処分の制限等に関する事務処理要領に定めるところによる。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金にかかる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 4月17日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

別表 1

補助対象事業	①事業化可能性調査	②設備導入
補助対象事業者	奈良県内において地域の活力向上を図る法人及びその他団体	
要件	<p>地域の活力向上を図ることを目的とする、次の各号に掲げる再エネ活用事業の<u>事業化可能性調査</u>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小水力発電 ・バイオマス発電 ・バイオマス熱利用 ・温泉熱発電 ・風力発電 ・その他知事が認めるもの 	<p>地域の活力向上を図ることを目的とする、次の各号に掲げる再エネ活用事業の<u>設備導入</u>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小水力発電 ・バイオマス発電 ・バイオマス熱利用 ・温泉熱発電 ・風力発電 ・その他知事が認めるもの
補助対象経費	調査委託費（消費税及び地方消費税の額を除く。）	設計費、設備費及び工事費（消費税及び地方消費税の額を除く。）
補助金の額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該算出した額が500千円を超える場合は、500千円）以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）	